

福生都市計画第一種市街地再開発事業の決定(福生市決定)

福生都市計画福生駅西口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		福生駅西口地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.2ha				
公共施設の配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線道路	3・4・6号 中央通り線	別に都市計画に定めるとおり		既存道路の付替え拡幅 面積約 2,500 m ² の 交通広場を含む
		区画道路	区画道路1号	幅員 約 6.0m、延長 約 85m		拡幅
		区画道路	区画道路2号	幅員 約 10.5m、延長 約 100m		拡幅
		区画道路	区画道路3号	幅員 約 10.5m、延長 約 65m		拡幅
		区画道路	区画道路4号	幅員 約 10.5m、延長 約 105m		拡幅
	その他の公共施設	広場	福生駅西口広場	別に都市計画に定めるとおり		新設 歩行者デッキ等の整備
		公園	福生駅西口公園	別に都市計画に定めるとおり		移設
の整備 建築物		建築面積	延べ面積[容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	北街区	約 6,300 m ²	約 17,400 m ² [約 16,000 m ²]	店舗、業務、公益施設、住宅、駐車場 等	GL+55m	
	南街区	約 5,400 m ²	約 29,800 m ² [約 21,400 m ²]			
の整備 建築敷地		建築敷地面積	整 備 計 画			
	北街区	約 7,300 m ²	・道路境界から壁面を後退させ、歩道状空地を整備し、歩行者の利便性、安全性の向上を図る。			
	南街区	約 6,900 m ²	・区画道路と福生駅西口広場を南北につなぐ歩行者通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図る。			
参 考		特定地区計画区域内にあり				

「施行区域、公共施設の配置および街区の配置、建築物の高さの限度および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

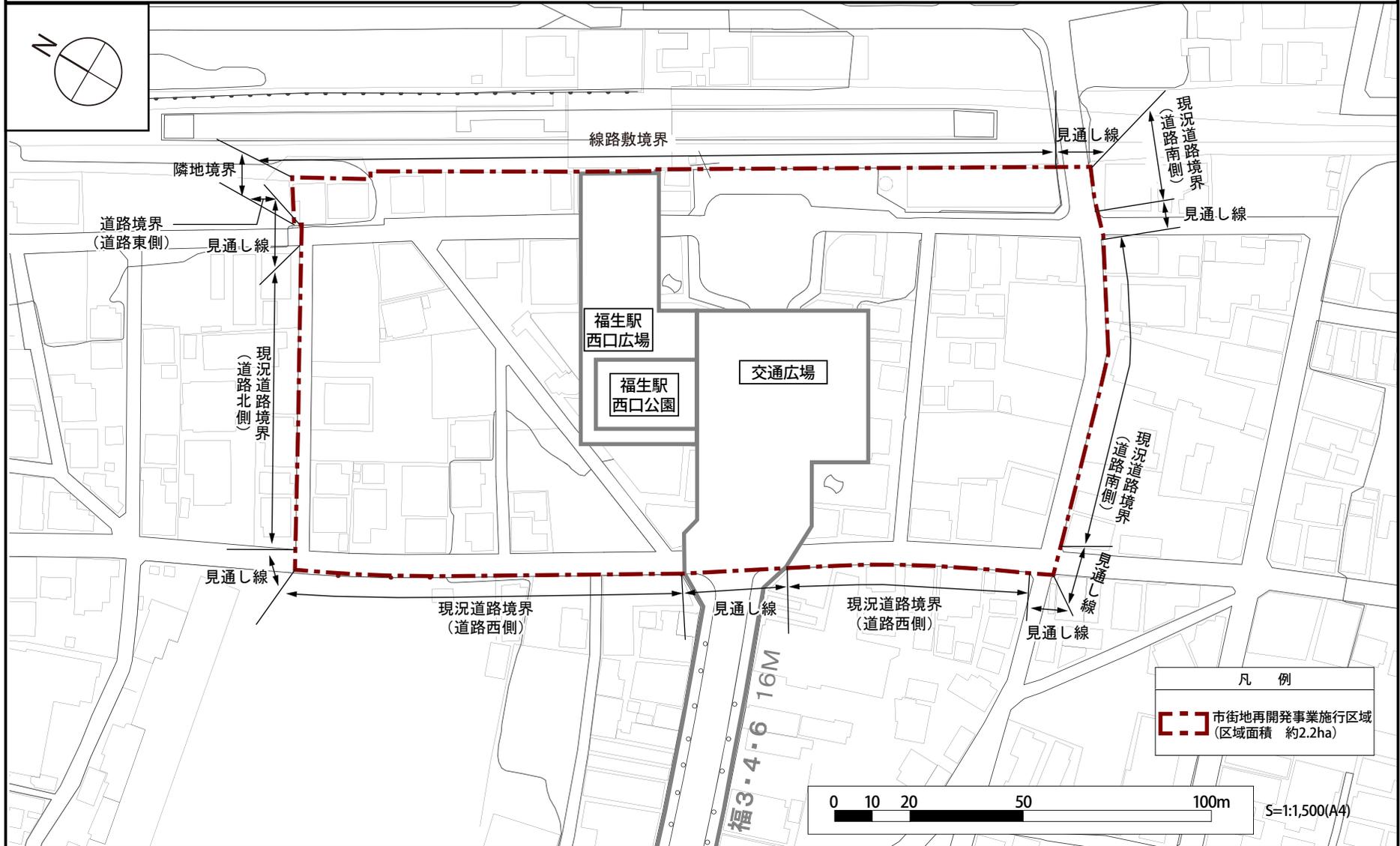
理 由

福生の顔としてふさわしい魅力的な複合市街地を形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

福生都市計画第一種市街地再開発事業
 福生駅西口地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 施行区域図

(福生市決定)

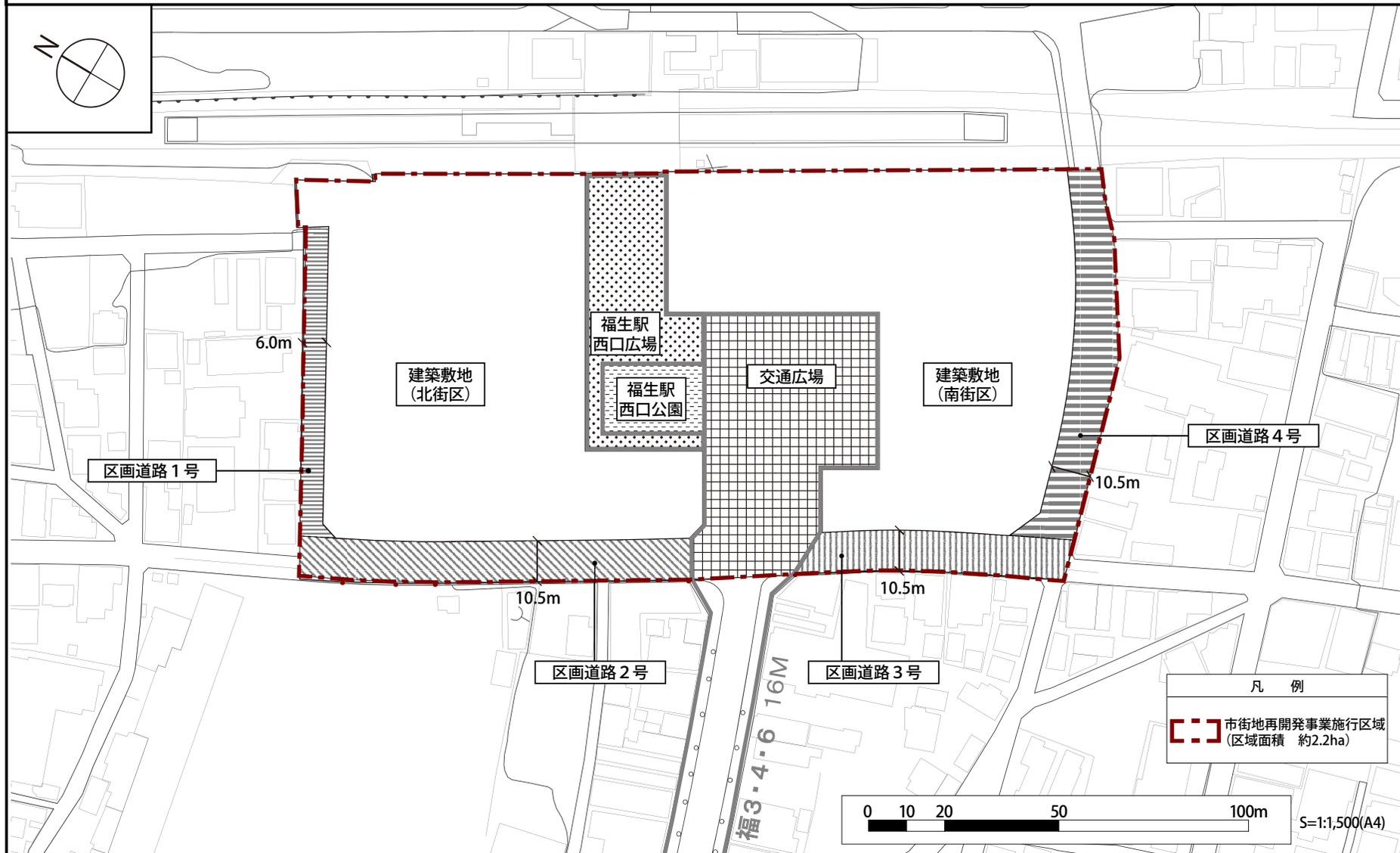


この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2500)を複製(30都市基交著第18号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)30都市基街都第29号、平成30年5月8日

福生都市計画第一種市街地再開発事業
福生駅西口地区第一種市街地再開発事業

計画図 2 公共施設配置図

(福生市決定)

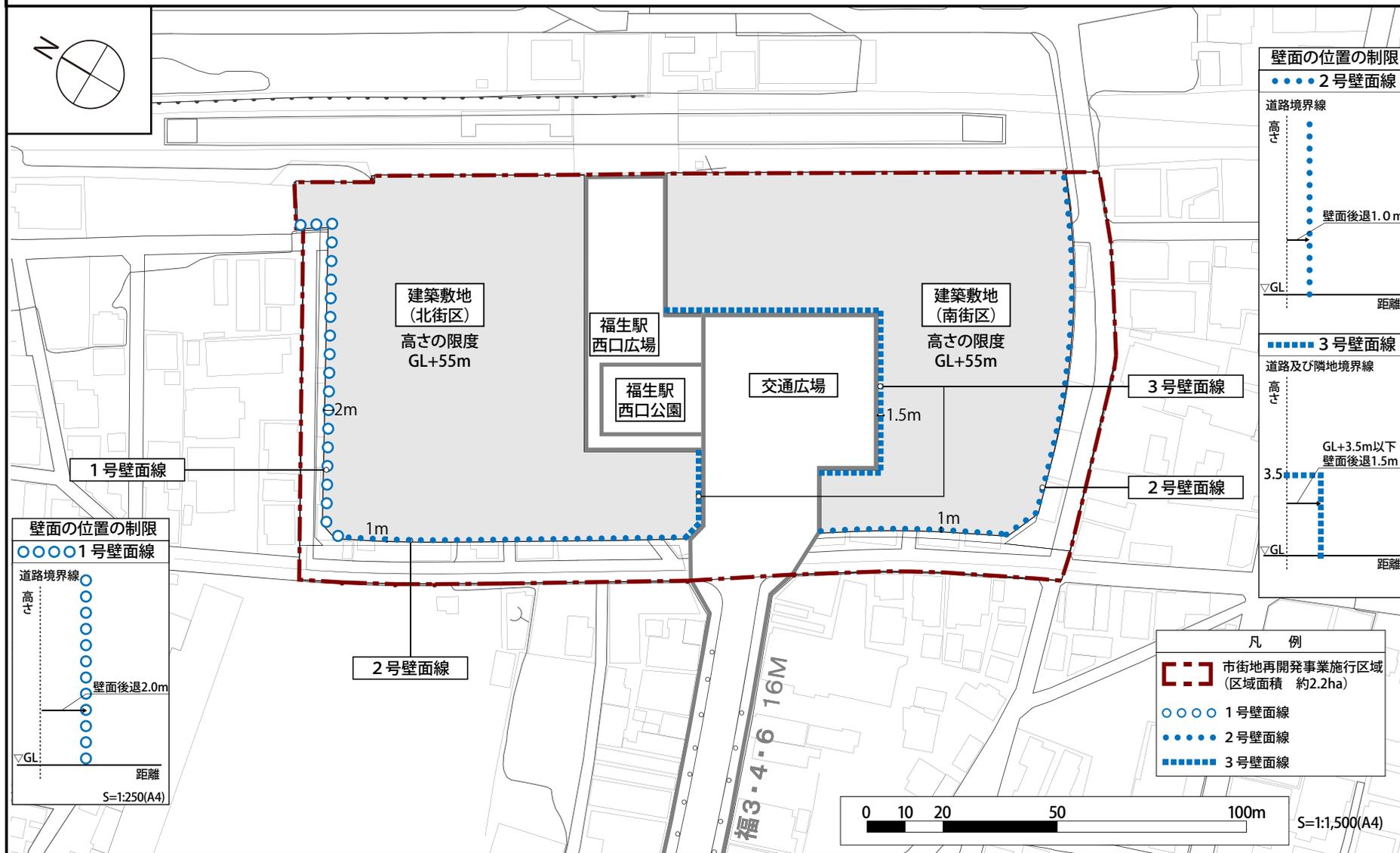


この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2500)を複製(30都市基交著第18号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)30都市基街都第29号、平成30年5月8日

福生都市計画第一種市街地再開発事業
福生駅西口地区第一種市街地再開発事業

計画図 3 建築物の高さの制限
及び壁面の位置の制限

(福生市決定)



この地図は、国土地理院の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2500)を複製(30都市基交著第18号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)30都市基街都第29号、平成30年5月8日